

普天間飛行場の嘉手納基地統合等あらゆる県内移設に反対する意見書

去る5月11日、米国軍事予算の決定権に大きな影響力をもつ米国上院軍事委員会のカール・レビン委員長ら超党派の有力議員は、現行計画の普天間飛行場の名護市辺野古移設案を、「非現実的で実行不可能、財政負担も不可能」としたものの、改めて、嘉手納基地への統合を中心とする県内への移設案の検討を、米国防総省のゲーツ長官に求める声明を明らかにした。

嘉手納基地の実態は、「騒音防止協定」が遵守されることなく、外来戦闘機の度重なる飛来、訓練の激化による爆音増大で平穏な日常生活が脅かされ、パトリオットPAC3配備など基地の機能強化が行われている。日米再編協議で合意された負担軽減どころか、受忍限度を超える異常な基地運用が行われている。

そもそも、普天間飛行場の移設問題の本質は、「世界一危険な」同飛行場の危険性の除去にある。戦後66年間、本県は日米安保体制の戦略拠点とされ、過重な基地負担を強いられている。今なお様々な基地被害や人権侵害に晒されている。

県民が一致団結して、普天間飛行場の危険性除去とあらゆる県内移設に激しい怒りをもって反対している最中、ここにきて複数の県内移設案が急浮上し、怒りを禁じえない。新聞報道によると、レビン委員長らに嘉手納基地統合案の他、キャンプ・シュワブ陸上案、国頭村安波区案の県内移設3案を提示したのが、県選出の与党幹事長である衆議院議員であり、「県内移設誘致の動き」は看過できない。県内移設反対の沖縄県民の総意に反し、遺憾である。振興策と引き換えに基地を誘致しようとする民意は、県内には、もはや存在しないことを直視すべきである。

国土の約0.6%に過ぎない本県に、約74%もの日米軍専用施設が過重に集中する異常な基地負担を今なお強いられており、県内に、軍事専用施設を引き受ける場所はどこにもないことを、日米両政府は認識すべきである。本町議会は、このように、県民の頭越しに普天間飛行場の県内移設を推し進めようとする日米合意の撤回を強く求める決議を、2010年3月29日、6月17日、9月27日と、三度にわたり行っている。

2010年4月25日に超党派で9万人余の県民が結集した「普天間基地の早期閉鎖・返還と県内移設反対と国外・県外移設を求める県民大会」で国内外に示されたとおり、県民の願いは、「普天間飛行場の早急な危険性の除去」と「県内へのあらゆる基地建設を認めないこと」である。このことは、県議会をはじめ、県内市町村議会でも同様の決議が行われており、まさに、「県民の総意」である。本町議会も、一致団結して、その実現に向けて行動する。

よって、本町議会は、町民の生命、財産、安全、平穏な生活を守る立場から、下記事項について強く要求する。

記

- 1 日米両政府は、米国上院軍事委員長らの「嘉手納統合」声明を、受け入れないこと。
- 2 日米両政府は、普天間飛行場の危険性除去のため、早期閉鎖・返還すること。
- 3 日米両政府は、普天間飛行場の県内移設を前提とするあらゆる案を明確に断念すること。
- 4 日米両政府は、沖縄県の基地負担軽減を着実にを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

2011年5月30日

沖縄県西原町議会

あて先 内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、外務省沖縄大使、沖縄防衛局長、沖縄県知事